



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年11月22日(火) 第10053号

目次

	ページ
告 示	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○道路の供用開始(同)	2
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	2
○道路位置の指定(建築課)	4
教育委員会訓令	
○職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	5
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	5

■ 告 示

◎群馬県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	小俣桐生線	桐生市菱町一丁目字横山2997番の4地先内	前	10.3～14.8	17.7
			後	10.3～10.3	17.7

◎群馬県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	中之条東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村785番の1地先から同郡同町大字同字新井710番の3地先まで	令和4年11月22日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
板倉台地	理 事	再 任	荻野廣	邑楽郡板倉町大字板倉1637番地1
	同	同	田口光徳	同 同 同 1692番地

	同	同	延山宗一	同 同 大字岩田2272番地
	同	新 任	田口源一	同 同 大字板倉1388番地
	同	同	荻野卯一郎	同 同 同 1991番地2
	同	同	伊藤元雄	同 同 同 2323番地
	同	同	石川和孝	同 同 同 2923番地
	同	同	小野寺清	同 同 大字岩田838番地1
	同	同	橋本清	同 同 同 940番地
	同	同	増田將美	同 同 同 1300番地1
	同	同	打木孝明	同 同 大字靱谷1716番地
	同	同	根岸誠七	同 同 同 2359番地
	同	同	山岸守	同 同 大字内蔵新田8番地1
	同	退 任	小野清則	同 同 大字海老瀬2426番地1
	同	同	鈴木義次	同 同 大字板倉1411番地2
	同	同	奈良與一	同 同 同 1751番地1
	同	同	星野清人	同 同 同 2921番地2
	同	同	伊藤英治	同 同 同 4214番地5
	同	同	川野辺浅一	同 同 大字岩田924番地1
	同	同	大杉崇	同 同 同 1762番地
	同	同	打木竹二	同 同 大字靱谷1681番地
	同	同	飯島健市	同 同 同 2141番地
	同	同	山岸正之	同 同 大字内蔵新田25番地
	監 事	再 任	柏崎喜弘	同 同 大字板倉1714番地
	同	同	榎本和明	同 同 大字岩田2120番地
	同	新 任	山口秀雄	同 同 大字西岡317番地1
	同	退 任	川野辺昇	同 同 大字板倉2579番地2
利根加用水	理 事	新 任	関根喜彦	邑楽郡千代田町大字下中森911番地1
	同	退 任	江原稔之	同 同 同 169番地

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和4年11月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡榛東村大字新井字北原2752-1、2752-1先	延長 68.52 幅員 6.00	群馬県指令前土第304-15号 令和4年10月17日

教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第三号

事務局

職員の仕事時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年十一月二十二日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

職員の仕事時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の仕事時間及び休憩時間に関する規程(昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中「第11条第5号」を「第11条第6号」に、

3	配偶者の養育計画	
3	配偶者の氏名	
4	子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他()
3	備考	
4	備考	

に改め、注3を削り、注4を注3とし、注5を注4とし、注6を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第二号の規定は、令和四年十一月一日から適用する。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十二日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第二十六号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(昭和三十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「規定による」を削り、「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に改め、「」の下に「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第十一条第二項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の」に改め、同条第六項中「第九条第七項ただし書」を「第一項ただし書及び前項」に、「前項前段」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「受給期間延長通知書の」を「受給期間延長等通知書の」に、「その」を「その」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同条第一号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同条第二号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の任命権者に提出しなければならぬ。

第十一条第四項中「に規定する申出」を「の申出」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければ」を「交付しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合(第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

第十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項ただし書の場合における第一項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第十一条の次に次の三条を加える。

(条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業)

第十一条の二 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、三十日を経過する日が、条例第十条第一項に規定する雇用保険法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- 二 その事業について当該事業を実施する受給資格者が第十九条第一項に規定する

- 就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- 三 その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの
- (条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員)
- 第十一条の三 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- 一 条例第十条第一項に規定する退職の日以前に同条第四項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- 二 その他事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員
- (支給期間の特例の申出)
- 第十一条の四 条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員による同項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、支給期間延長等申請書に登記事項証明書その他条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。
- 2 特例申出は、当該特例申出に係る者が条例第十条第四項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、二箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 任命権者は、特例申出をした者が条例第十条第一項に規定する退職の日後に同条第四項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に支給期間延長等通知書(別記様式第十四号)を交付しなければならない。この場合(第五項において準用する第十一条第一項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。)において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 4 前項の規定により支給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 一 その者が提出した支給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合
交付を受けた支給期間延長等通知書
- 二 条例第十条第四項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合
交付を受けた支給期間延長等通知書及び受給資格証
- 5 第十一条第一項ただし書の規定は第一項及び前項の場合について、同条第三項及び第四項の規定は第二項ただし書の場合における特例申出について、同条第七項の規定は特例申出及び前項の場合について準用する。
- 別記様式第十三号及び別記様式第十四号を次のように改める。

別記様式第13号(第11条、第11条の4関係)

受給期間延長等申請書					
①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号
	住所又は居所				
②退職年月日	年 月 日				
③この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 []				
④③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者		
⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり申請します。 年 月 日 任命権者 えて <div style="text-align: right;">申請者氏名</div>					

注 1 この申請書には、受給資格証を添えること。

2 ⑤欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。

別記様式第14号(第11条、第11条の4関係)

受給期間延長等通知書	
申請者氏名	受給資格証番号
申請受理年月日	年 月 日
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 []
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日
上記のとおり受給期間の延長等をする。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 任命権者 印 </div>	

- 注 1 この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 2 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき(例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき)には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 3 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証に添えてこの通知書を提出すること。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
